

生徒心得

(学校生活に関して)

- 1 必ず制服を着用し登下校をすること。
- 2 生徒身分証明証は、常に携帯すること。
- 3 教科学習、各教科外活動に必要な用具（学用品）以外は、学校に持参しないこと。
- 4 貴重品は、各自が責任を持ち保管すること。又は、職員又は担任等に預けること。
- 5 金品を紛失、または拾得したときには、速やかに職員又は生徒指導部に届けること。
- 6 携帯電話については、学習活動中の使用は禁止し、使用の際はマナーを守ること。

(服装に関して)

A パターン 学生服（学生服とズボン）

- ・黒の標準学生服と標準学生ズボン
- ・指定の校章とボタンをつける（校章は左襟）

B パターン セーラー服（セーラー服とスカート、ズボン）

- ・黒または紺の本校指定の標準セーラー服（襟は服と同色。二本の5mm幅の白線）
- ・服と同色のスカーフまたはリボン
- ・服と同色の28本程度のプリーツスカート
- ・ズボンは標準学生ズボン

夏期の服装

- ・ッターシャツと標準ズボンまたは夏用の白のセーラー服とプリーツスカート
- ・標準ズボンを基本とする。但し、校外や正装が必要な行事等以外は白のポロシャツも可とする。

冬期の防寒着

- ・制服にふさわしい落ち着いたものとする
- ・冬期は、セーラー服の上にカーディガンの着用は可

制服の移行期間

- ・気候等を考慮し、前後2週間程度（年ごとに時期を連絡）

通学靴・通学鞆

- ・通学靴は通学にふさわしいものとする。
- ・通学靴は、ローファーや運動靴などで、安全に通学できるものとする。

頭髪

- ・清潔・端正に保つこと。染色、脱色、エクステ等の加工はしない。

(校外生活について)

- 1 生命の安全と、事故防止に心がけ、高校生らしい生活を送ること。
- 2 外出は、行き先と帰宅時間、友人関係を保護者に知らせておくこと。
- 3 夜間の外出は避け、やむを得ない場合は午後 10 時までには帰宅すること。
- 4 不健全な誘惑があっても、拒絶する勇気と強い意志を持つこと。
- 5 交通安全に心がけ、「四ない運動」を守ること。

(アルバイトに関して)

- 1 保護者等の合意のもと、所定の用紙に記入し学校に届け出る。
- 2 居酒屋、遊技場等の高校生として相応しくない場所、その他未成年の立ち入り禁止の場所または危険を伴う内容のアルバイトは禁止する。
- 3 午後 10 時までには帰宅する。
- 4 学業を優先とし、定期考査期間中は禁止とする。

(自動車免許取得について)

普通自動車免許を取得しようとする者は、保護者等の同意を得た上で、所定の自動車免許取得についての「許可願」と「同意書」を提出し、学校長の許可を受け手続きを行う。

- 1 特別入校の対象は以下の通りである。

- (1) 就職内定者
- (2) 2 学期中間考査までの欠点がない者
- (3) 欠課時数 (1 / 3) を超えていない者
- (4) 校則が守られている者
- (5) 学校長の許可が得られた者

尚、四修生 4 年次生については、(2) ~ (4) を満たした者で、申し出のあった生徒について審議する。

2 入校時期

療養手帳等所持者	8 月 1 日以降
4 年次生で学校推薦の就職試験を 1 回以上受験した者 そのほかで特別入校を希望する者	10 月 1 日以降 教習開始は 2 学期期末考査最終日
一般入校	3 学期の家庭学習期間開始日以降

(規定の改正又は廃止の手続き)

- (1) 徒会執行部は、生徒の意見を集約し、校長に対し、校則の改正又は廃止を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者・父母等からの意見を聴取するとともに、学校評議員会でその内容について議論するものとする。

- (3)校長は、学校評議員会等での議論を踏まえ、校則の改正又は廃止について決定するものとする。
- (4)前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者・父母等に説明するものとする

附則 この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。